



Q 岡山市の企業では実際どんな取組をしている?

A 「女性活躍推進企業」では、こんな取組を行っています。

女性がいきいきと働き続けられる組織づくりのために、岡山市内の企業が実際に実行している取組は下図の通りです。まずは上位のものから始めてみてはいかがでしょうか。

- フェア男女共に公平な機会と経験を与える視点
- ケアワークライフバランスやダイバーシティを配慮・支援する視点
- キャリア個々の要望や特性に合わせたキャリア形成を支援し、人材を育成する視点

人事評価基準の明確化	62.5%	■ ワーク・ライフ・バランスを促進する取組34.6%
昇進・昇格基準の明確化	56.7%	■ 公正な人事評価を行うための評価者研修29.8%
女性の継続就業に関する支援	52.9%	■ モデル（模範）となる女性社員の育成29.8%
幅広い仕事を積極的に経験させる	50.0%	■ 個人のキャリアアッププランの作成21.2%
経営トップの意思表示	50.0%	■ 女性管理職の積極的な登用20.2%
女性社員に対する教育・研修への参加の奨励	48.1%	■ 自己申告制度の活用20.2%
		■ 女性がいない、少ない職場への女性の積極的な配置18.3%
		■ 女性の管理職候補者を対象とした研修16.3%
		■ 女性の管理職候補者の個別育成11.5%
		■ 社内公募制度の活用7.7%
		■ 女性活躍推進に関する男性管理職及び男性社員への研修6.7%

岡山市が市内企業に向けたアンケート調査において、女性活躍推進に向けた取組に対し「現在取り組んでいる」または「今後取り組みたい」と回答した項目の回答割合（複数回答可）。

Q 取組に困った時は?

A 支援ツールを活用しましょう!

厚生労働省は女性活躍推進法に基づく、事業主が行うべき事項を支援するため、さまざまな情報やツールをホームページに掲載しています。



行動計画策定支援ツール

女性活躍推進法に基づく、事業主の皆様が行うべき事項に 対応した、自社の女性活躍状況を把握、課題分析し、行動計画を策定することができます。

ポジティブ・アクション 行動計画策定支援ツール



「見える化」支援ツール

職場における賃金、配置などの男女格差を指標等で「見える化」できるツールです。社員の意識調査を行うためのアンケートなども公開されているので、ぜひ参考にしましょう。

ポジティブ・アクション 見える化支援ツール



女性の活躍推進企業データベース

女性活躍推進法に基づき、全国の企業が女性活躍状況に関する情報を公開しており、自社の情報公開先として利用できるツールです。入力操作マニュアルや、事前の社内稟議等にも活用できる入力準備シートも用意されています。

女性の活躍推進企業データベース



女性活躍推進法に関する情報は
「女性活躍推進法特集ページ」をご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ



「女性活躍推進法」に基づいて 女性活躍に取り組んでいきましょう。//

女性活躍推進法とは、女性が十分に能力を発揮し活躍できる職場環境を整備するため、取組内容や数値目標等を盛り込んだ一般事業主行動計画（以下、行動計画）策定等を義務付けた法律*です。

*常時雇用する労働者数が300人以下の事業主は現状努力義務ですが、改正女性活躍推進法の施行により2022年4月1日から101人以上の事業主に拡大されます。

女性活躍推進 Q&A

Q どのように取り組めばいい?

A 以下の流れを参考に、段階的に取り組んでいきましょう！

ここでは、女性活躍推進に取り組む際の、具体的な5つのステップを紹介します。

推進体制を整える

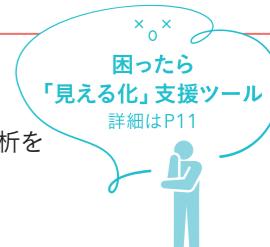
女性に対する固定的な性別役割分担の意識が残っていないか？男性中心の企業風土や無意識の偏見を男女双方で無くすよう社内に周知し、意識改革を徹底することが必要です。そのためには経営者がリーダーシップを発揮し、女性活躍推進に取り組むための社長直轄のプロジェクト・チームをつくるなど、具体策の検討と実行に責任を持たせることが重要です。

step 2

現状の把握・分析と目標の設定

基礎項目（必ず把握すべき項目）で、自社の女性活躍の状況について把握・分析を行い、導き出された課題に応じた具体的な目標を設定しましょう。

〈基礎項目〉①女性採用比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④女性管理職比率

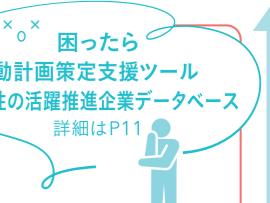


step 3

行動計画の策定

step2の状況把握、課題分析の結果を考慮し、行動計画を策定しましょう。策定した行動計画は社内に周知し、外部へも公表しましょう。

〈行動計画に盛り込む項目〉①計画期間 ②数値目標 ③取組内容 ④取組の実施時期



step 4

岡山労働局への届出

行動計画を策定したら、策定の日からおおむね3ヶ月以内に、所定の様式（「一般事業主行動計画策定・変更届」）にて岡山労働局へ届け出ましょう。

〈届出先〉岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 岡山労働局雇用環境・均等室 TEL.086-225-2017

〈届出方法〉郵送、持参、電子申請のいずれか 〈届出様式入手先〉厚生労働省ホームページ

step 5

取組実施、効果測定

目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況の点検・評価を行ったら、結果をその後の取組や計画に反映させ、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）を確立させましょう。

step 2へ戻る